

晃華学園事件について

2014年7月23日

被害児童の保護者 水岡不二雄

同代理人弁護士 南出喜久治

一 本件事案の要旨—教諭の体罰をうけた被害児童を学校が遺棄、人権を蹂躪

カトリック系「学校法人晃華学園」が設置する「晃華学園小学校」(東京都調布市)の石上壽美江前校長(現理事長)の下で起った、教諭による暴行(体罰)を含む児童虐待事件であり、また事件後、その隠蔽等を図る学校側が被害児童を遺棄し、それが著しい人権侵害をもたらした特異事案である。石上は、教諭の暴行を「指導」と強弁し肯定しながら、田島亮一副校長(現校長)と共謀、学園の虚名を維持するため、暴行に批判的な問題提起をした保護者を逆恨みし、保護者が児童を虐待したなどと事実を歪曲し捏造して、所沢児童相談所(以下児相という。)に「虐待通告」し、これを真に受けた児相に「一時保護」させて被害児童と保護者を学校から排除した。その結果、被害児童から憲法が保障する学習権・幸福追求権が奪われ、被害児童と保護者との家族生活が破壊された。

- 1 キリスト教の人間愛が売りもののミッションスクールで、2011年度に、高階俊之2年A組担任教諭(以下「高階」という。)による児童頭部の強打等の暴行(体罰)などの児童虐待が、水岡伶龍(以下、「被害児童」という。)ら複数の児童に、11ヶ月の長期にわたり加えられた【**配付資料2**】。
- 2 水岡不二雄(以下「保護者」という。)がこれを批判する問題提起をしたが、校長石上壽美江(以下「石上」という。)は、教諭の虐待を知りながら、校長として、高階を教壇に立たせ続け、しかも学校教育法違反の体罰を「指導」だと積極的に容認した。
- 3 石上が担任教諭の暴行を容認していることを知って石上の朝礼の講話を聞くのを嫌がるようになった被害児童が、3年生に進級後遅刻して登校したところ、石上は感情を害し、被害児童に授業を受けさせず、監禁して詰問する体罰を自ら加害した。
- 4 保護者が堪えきれず、教諭の暴行に問題提起したところ、石上は抗議に報復し、児相に、虚偽と歪曲の「親の虐待通告」を繰り返した。通告は親が体罰批判の行動をとった直後にのみなされ

ており【配付資料 3】、通告が報復としてなされたことは歴然としている。

- 5 石上は、自らの学校教諭の虐待を「指導」として肯定しながら、逆恨みの心情から冷静さを失って筋が通らない二重規準をふりまわし、「親の虐待通告」なるものを行なったのであって、そもそも学校管理者・教育者として不適格である。
- 6 石上は、いったん教諭による暴行の非を認めたものの、反省して被害児童に心理的ケアを与えたり、保護者に直接謝罪したりするどころか、暴行事件を私立学校の虚名と経営維持のため組織ぐるみで隠蔽することを図り、昨年 5 月 1 日、副校長田島亮一（以下「田島」という。）と共謀して、暴行に問題提起する保護者の被害児童を、見相の「一時保護」制度を悪用して遺棄した。
- 7 その後、石上は、自らが人間愛に基づく適切な被害児童の療育指導を怠ったことを棚に上げ、被害児童があたかも「問題児」である旨を見相に対し殊更に強調し、さらに父子の家族関係を切り離すことを見相に求めた。家族関係破断の要求は、学校の管轄外の明白な逸脱行為である。
- 8 これにより被害児童は、憲法が保障する学習権を奪われた。7ヶ月間も見相に拘禁され、現在もなお、法令が定める正規の学校教育を受けることができていない。晃華学園小学校は、授業料等を保護者から収受しながら、この事態に何らの対応策もとろうとしていない。
- 9 また、保護者の父親は、被害児童と会うことが全くできなくなり、家族の絆が破壊された。
- 10 他方、暴行被害児童の遺棄に直接携わった田島は、赴任わずか4年にして本年4月から校長に昇進した。すると早速、教室から被害児童の机の撤去、被害児童の保護者の保護者会出席禁止、学校の連絡メール遮断など、さらなる排除を露骨に推進している。

二 提訴の目的

- 1 被害児童の就学復帰と被害児童家族の再統合を早期に実現させること。
- 2 暴力事件を「指導」と強弁して容認し、また暴行や被害児童の人権蹂躪に加担した、石上、田島を更迭すること。
- 3 晃華学園が、教育理念の原点に回帰し、理事長・校長の専制支配を排して、学園の教育・運営の民主化を図ること。
- 4 長期にわたる拘禁により、被害児童はその学習機会が大きく損なわれ、親権者の渾身の努力で身につけた登山などへの興味や情操教育上のスキルを被害児童が失ったこと、また親の精神的喪

失感などに対し、正当な損害賠償を行なうこと。

三 学校法人晃華学園：自浄作用を失った、校長らの専制的ガバナンス

- 1 1957年に「暁星学園附属晃華小学校」として創立。男女共学。公式の沿革は、HP 参照。
<http://www.kokagakuen.ac.jp/kokasho/information/summary/>
- 2 カトリック系ミッションスクールで、キリスト教教育や「家庭との連携」という方針を売り物にして志願者を集めようとしている。
- 3 経営母体は「汚れなきマリア修道会」という女子修道会。「マリア会」という暁星学園(九段)等を経営する男子修道会と姉妹関係にある。マリア会では、横浜にあった Saint Joseph International School 廃校問題等に関わる内紛に起因する聖職者間の殺人・自殺事件が1997年に起った。
- 4 このことが示唆するように、晃華学園ならびにその小学校は、理事長・校長の専制的ガバナンスと、上意下達で硬直的な組織・運営形態を特徴とする。学校と保護者が平等な立場で議論するという民主主義の学校運営の常識は通用しない。意思の一方通行と不祥事が起きても外部に容易に知らせない状況ゆえ、学校は自浄作用を失っている。
- 5 専制的ガバナンスを支えるため、校長は一部の保護者を校長の「とりまき」のように囲み、これらの保護者は特別に優遇されて、児童の個人情報漏洩なども平然となされる。
- 6 法人が経営する中・高等学校は、それなりに大学進学実績のある女子校で、連絡進学をねらって小学校を志望させる女子の保護者が多い。だが、男子児童は卒業後外部に出なければならぬので、男子は、二次募集をかけても定員割れ状態である。少子化が進む中、これでは学園が経営危機に陥りかねない。
- 7 都区内西部や三多摩地区では、私立学校を選好する教育熱心な家庭が多いが、私立小学校の数も多いので、学校間の児童獲得競争が激しい。このため、校長石上は、同小学校男子の中学受験校化をねらって経営基盤の安定を図ろうとし、2011年度に、中学受験校として実績を上げる私立宝仙学園小学校(中野区)からベテラン教諭の高階を招き入れた。
- 8 ところが高階は、赴任早々から、その指導する児童らに、殴る、紐で縛る、トイレに行かせないなどの虐待を加えはじめた。しかし石上にとって高階は経営戦略上重要な教員であったと思われ、高階を教壇から外す措置を一切とらなかった。しかも、高階の暴行を「指導」であると強弁した。
- 9 それゆえ本件は、校長・法人理事長として学校を専制的に仕切る石上が、経営強化のため学校

間競争に打って出たことの挫折としてもとらえることができる。

四 本件事案の経過（主として訴状「請求の原因」二による）

2004年3月29日	水岡伶龍（「被害児童」という。）出生
2010年4月	被害児童晃華学園小に入学
2011年4月	高階、晃華学園に赴任。2年A組担任となる
2011年5月	高階、被害児童への暴行（体罰）を開始、翌年3月まで繰り返される
2011年9月	被害児童、高階の暴行を養護教諭に訴えるも、効果的な対策はとられず
2011年11月	被害児童、同学年児童からのいじめに遭う
2011年11月29日	保護者、学校に架電しいじめをなくす対策を要求
同日午後	石上、児相への「虐待通告」を開始
2011年12月4日	保護者、高階の暴行に対し、調査委員会設置、再発防止、暴行を行なった教諭の処分、文書による謝罪等を要求する抗議文書を石上宛発送
2011年12月9日	石上、「いじめは認められず、被害児童は自然に遊んでいる」等と返信
2011年12月19日	石上、児相職員を呼び、保護者と面会させる
2012年1月	被害児童、教諭の暴行のため不登校状態に陥る。保護者が付添って登校
2012年3月14日	石上、高階の暴行への対処をせぬまま、面談に応じなければ退学させるとの恫喝を保護者に送付。同様の恫喝は、次年度同時期にはなかった
2012年3月15日	石上、暴行は「体罰ではなく指導」と保護者にファクス、校内での児童虐待を積極的に容認
2012年3月末	高階が辞職。教頭（当時）もあわせて辞職
2012年4月	田島、3年A組で被害児童の担任教諭となる
2012年9月22日	保護者、暴行に関し訴訟を考え、証拠として養護教諭の日記開示を要求。（校長により開示が拒否される）
2012年10月5日	石上、9ヶ月間なかった児相への「虐待通告」を再開
2013年3月17日	石上、「旧2A保護者会」開催、高階の暴行を一部認め謝罪
2013年4月	田島、副校長に昇進
2013年4月1日	石上ら管理者しか知らない個人情報を含む被害児童への中傷が、ネット掲示板「インターエデュ」に書き込まれる

2013年4月20日	石上と田島、児相に「体罰があったらしい」と通告し、被害児童を保護者の了承なく校内に留め置くが、児相は「一時保護」に同意せず
2013年4月25日	石上と田島、児相職員を保護者に秘密裏に呼び出し、父子に対する悪意に基づく中傷を述べて、児相が「一時保護」を受け入れるよう計らう
2013年4月28～29日	被害児童と保護者は、仲良く連れ立って、秩父市の矢岳、西谷山、熊倉山という熟達者向縦走コースで、避難小屋一泊の山行
2013年5月1日	石上と田島、山行で被害児童について傷を見つけ、児相に「虐待通告」。午後6時過ぎ、児相は被害児童を拘束、 児相送致による遺棄に成功
2013年5月25日	石上、児相宛文書で、被害児童が学校の期待にそわない問題児である旨を述べ、 児相の手により退学と父子関係を破断することを要求
2013年9月17日	保護者、晃華学園に2学期分授業料等19万円支払。学校は異議なく収受。以後、3学期(13.5万)、2014年1学期分(28.5万)も収受
2014年1月	児相、被害児童を児相収容所から児童養護施設に移す。学齢簿に記載ない公立小に「臨時的措置」として通学させるが、晃華学園は抗議せず
2014年4月	田島、 赴任4年目にして校長に昇進 。急速な出世である
2014年4～5月	田島、被害児童の 机や履物を撤去 、保護者への連絡メール遮断、保護者会への出席を禁止措置など、排除を拡大。

五 背景にある根本問題： 晃華学園が児相行政制度を悪用し人権を侵害

- 1 学校が邪魔だとみなす児童生徒を、児相の「一時保護」制度を用い遺棄するという制度悪用が全国的に蔓延している。このことは、すでに国連「子供の権利委員会」の関心と呼び、同委員会が2010年に発出した日本に関する最終見解62項で、「*委員会は、学校において行動面での期待を満たさない児童が、児童相談所に送致されていることを、懸念をもって注目する*」と述べている。
- 2 学校側がひとたび児相送致による児童・生徒の遺棄を決すれば、児童福祉法第33条の「一時保護」が親権者の同意を必要とするにもかかわらず同意なしに行なわれ、しかも、「一時保護」が際限なく更新されるという違法な状態を、学校側は自在に悪用できる。
- 3 事実、晃華学園小学校側は、高階元教諭による暴行(体罰)の事実は一切児相に伝えず、片や児相は晃華学園側主張のみを自ら検証せず鵜呑みにして、被害児童を学校から直接移送して拘禁し、さらに、被害児童を児童養護施設に措置しようとしている(28条申立)。この措置は、家庭裁判所が児相の請求通りに認容するケースがほとんどで、司法は歯止めとしてまともに機能していないから、学校側の意図通りに事態が進行している。

- 4 被害児童には、能力的に特殊なアスペルガー症があるが、学校側は何らの療育措置もとらなかつた。児童養護施設もまた、この症状の児童の教育に対応できない。単に親子の隔離をし、義務的な居住と食事を与えるのみである。米国に本拠を置く国際人権団体 Human Rights Watch は、本年5月に報告書『夢がもてない』を発表、日本の「施設での養護そのものが虐待といえるかもしれない。」と指摘している。隠蔽と報復の動機に駆られ晃華学園小学校がなした被害児童の遺棄は、被害児童が相応しい教育を受ける権利を侵害し続け、その生涯に重大な否定的帰結をもたらす、深甚な人権侵害をつくりだしている。
- 5 犯罪をおかした少年や触法少年に対しては少年法による厚い人権上の保護があるのに対し、晃華学園が見相に送致した被害児童は、7ヶ月間も憲法が保障する義務教育を受けられず、親子が完全隔離されるという、犯罪少年以上の人権侵害を被る状態になっている。
- 6 家に帰りたいたして抵抗する児童に、見相は重篤な副作用と薬害依存性(中毒性)が懸念され大人でも服用をためらうような向精神薬を継続的に投薬して児童の抵抗を抑圧し、薬漬けにされ廃人にされられる危険が、精神科医により指摘されている。悪意を抱く学校側がこのようなリスクになんらの憂慮も人間的な共感も示していないのは、カトリック系のミッションスクールという看板に一般市民が抱く信頼を著しく欺くものである。
- 7 一時保護と同時に、面会・通信の全部制限の処分が見相によってほぼ例外なくなされる。本件も、例外ではない。これも、父子を報復的に分断したい悪意を抱く学校側にとって極めて都合がよい。事実、父子は現在1年3箇月近くも見相によって完全隔離されており、家族の再統合が絶望的になってきている。
- 8 以上のように、晃華学園小学校は、現在の見相の制度の問題点を調べ、それを被害児童遺棄と教諭の暴行への抗議に対する報復という目的を実現するため、狡猾に悪用している。

六 配布資料

- 1 訴状写し
- 2 教諭から暴行被害を受けた事実を記した被害児童の作文
- 3 保護者による暴行への抗議と、見相が石上・田島から受けた「通告」との時系列的相関図
- 4 水岡論文（『インパクション』193号、2014年 所収）